

令和4年度事業計画
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

第1 方針

当財団は、犯罪なき繁栄を究極の目的とし、犯罪防止に係る諸活動を行うとともに、各国の刑事司法関係者等との交流を積極的に進めあるいは支援して、協力・協調関係の構築を図る。

このため、以下の事業を計画し推進していく。

第2 公益目的事業

- 1 研修等支援事業（アジ研において研修が実施された場合に行う）
国連アジア極東犯罪防止研修所（以下「アジ研」という。）等の実施する国際研修及び研修参加者に対する支援を目的とし、令和3年度も、意見交換・交流会等、次の事業を計画する。

(1) 国際研修（新型コロナが収束し、実施が可能な場合）

- ① 研修参加者等と当財団会員等との意見交換・交流会の開催（本部・支部） オンライン方式による実施も含むものとする。
- ② 研修参加者に研修用資材等の提供（本部）
- ③ 研修期間中の各種交流行事を支援し、国際相互理解の促進（本部・支部）

【 予定されている研修】

研修名	実施期間
第178回国際研修（オンライン研修）	2022. 6. 14～2022. 7. 7
第2回ユース国際研修	2022. 8. 1～2022. 8. 5
第179回国際研修	2022. 9. 7～2022. 10. 4
国際準則専門家会合	2022. 10. 17～2022. 10. 21
第24回汚職防止刑事司法研修	2022. 11. 2～2022. 11. 29
第180回国際高官セミナー	2023. 1. 12～2023. 2. 8
第2回再犯防止・被害者保護研修	2023. 3. 2～2023. 3. 15

2 講演会等事業

(1) 本部主催講演会等（新型コロナが収束し、実施が可能な場合）

（オンラインに方式による実施も含むものとする。）

- ① 汚職防止刑事司法支援研修の客員専門家による講演会（経営法友会と共催）
- ② 国際高官セミナーの客員専門家による講演会
- ③ ACPF顔の見えるフォーラムにおける専門家による講演・解説

④ 専門家による講演をメールマガジンにて発信

⑤ 財団創設40周年を記念して公開講演会を開催し、併せて同講演会のために広く一般市民から懸賞論文を募集する

(2) 支部主催講演会（新型コロナが収束し、実施が可能な場合）

（オンラインに方式による実施も含むものとする。）

刑事司法等の専門家・実務家を講師として、犯罪防止等の啓発を目的とした講演会を開催する。

【予定している講演会】

支部名	日程	講師・テーマ
大阪支部	令和4年6月	未定
埼玉支部	令和4年7月	未定
広島支部	令和4年9月～11月	未定
札幌支部	令和5年2月	札幌高検検事長

(3) 国際貢献カレンダーの作成及び配布

犯罪防止活動の重要性の啓発等を目的として、日本語及び他の言語併載のカレンダーを作成し、開発途上国における犯罪防止活動への支援、キャンペングッズの提供として当該諸国の関係機関及び国内刑事司法関係機関等に無償配布する。

(4) 手帳「安全な国 日本」の頒布

内外の刑事司法等に係る統計とその簡略な説明を付記したハンディな手帳「安全な国 日本」を、日本の安全性や我が国の刑事司法機関等の理解・信頼を深め、犯罪防止活動に資するため講演会等の機会に希望者に無償又は有償で頒布する。

3 海外関係事業 （オンラインに方式による実施も含むものとする。）

(1) タイ刑政財団とのセミナーの共催（新型コロナが収束し、実施が可能な場合）

タイの刑事司法関係者等の専門家・実務家に講演を依頼し、同国に進出している日本企業関係者を対象に、「タイにおける望ましい企業進出の在り方」を基本テーマとして、同国におけるコンプライアンスの確立・犯罪防止に寄与する。

(2) フィリピン刑政財団とのセミナーの共催（新型コロナが収束し、実施が可能な場合）

フィリピンの刑事司法関係者等の専門家・実務家に講演を依頼し、同国に進出している日本企業関係者を対象に、「フィリピンにおける望ましい企業進出の在り方」を基本テーマとして、同国におけるコンプライアンスの確立・犯罪防止に寄与する。

(3) 他の海外協力団体とのセミナーの共催（新型コロナが収束し、実施が可能な場合）

マレーシアの協力団体（マレーシア刑政財団）又はインドネシアの協力団体（インドネシア刑政財団）と共催し、上記（1）と同様のセミナーを開催する。

(4) アジ研が行う海外参加者セミナーへの支援（新型コロナが収束し、実施が可能な場合）

アジ研が開催する、開発途上国における「法の支配」と「良い統治（グッドガバナンス）」の確立に向けた「グッドガバナンスセミナー」に対し、経済的支援を行う。

(5) 法務総合研究所国際協力部による刑事司法関係法整備支援研修に対する経済的支援（新型コロナが収束し、実施が可能な場合）

(6) フィリピンのモンテンルパ社会復帰センター運営への支援（名古屋支部）

フィリピンの刑終了者のための社会復帰施設（モンテンルパ社会復帰センター）の運営費等の一部を、フィリピンの協力団体（フィリピン刑政財団）を通じて支援する。

第3 その他の事業

なし